平成２５年（行ウ）第１３号

玄海原子力発電所３号機、４号機運転停止命令義務付け請求事件

原　　告　　石　　丸　ハ ツ ミ、外３８３名

被　　告　　国

準　備　書　面（２３）

２０２０年3月１７日

佐賀地方裁判所　民事部　合議２係　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　冠　　木　　克　　彦

弁護士　武　　村　　二　三　夫

弁護士　大　　橋　　さ　ゆ　り

復代理人

弁護士　谷　　次　　郎

弁護士　中　　井　　雅　　人

目次

第１　改正火山ガイドについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第２　伊方原発に関する広島高等裁判所２０２０年1月１７日決定について　・・　６

第１　改正火山ガイドについて

１　原告らがその準備書面（２１）で述べた通り、２０１９年１０月１６日の原子力規制委員会会議に火山ガイドの一部改正案が提出されたが（甲１２２）、その後、パブリック・コメントを募集の上、２０１９年１２月１８日に改正が行われた（甲１３６、新旧対照表・甲１３７）。

２　この改正の要点は、「考え方」（乙１５８）をガイド自体に取り込んだ、というものである。

要点を改正火山ガイドから抜粋する。

（改正火山ガイドの抜粋（２．１（１）の部分））

原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出した火山について原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価を行う。すなわち、運用期間中の火山の活動可能性が十分小さいとは評価できず(図１④(ｉ))、かつ、設計対応不可能な火山事象が運用期間中に原子力発電所に到達する可能性が十分小さいとも評価できない場合（図１④（ⅱ））は、原子力発電所の運用期間中において設計対応が不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分小さいとはいえず、原子力発電所の立地は不適となる（解説－２、３）。

解説－３.「火山活動に関する個別評価」は、設計対応不可能な火山事象が

発生する時期及びその規模を的確に予測できることを前提とするものではなく、現在の火山学の知見に照らして現在の火山の状態を評価するものである。

（改正火山ガイドの抜粋（４．１（２）の部分））

なお、検討対象火山（過去に巨大噴火が発生したものに限る。）の活動の可能性の評価に当たり、巨大噴火については、噴火に至る過程が十分に解明されておらず、また発生すれば広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こす火山活動であるが、低頻度な火山事象であり有史において観測されたことがないこと等を踏まえて評価を行うことが適切である。当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる（解説－１０、１１）。

解説－１０．本評価ガイドにおける「巨大噴火」とは、地下のマグマが一気に地上に噴出し、大量の火砕流となるような噴火であり、その規模として噴出物の量が数１０ｋｍ^{3}程度を超えるようなものをいう。

解説－１１．「巨大噴火が差し迫った状態ではない」ことの評価に当たっては、現在の火山学の知見に照らした調査を尽くした上で、検討対象火山における巨大噴火の活動間隔、最後の巨大噴火からの経過時間、現在のマグマ溜まりの状況、地殻変動の観測データ等から総合的に評価を行うものとする。

（改正火山ガイドの抜粋（４．１（３）の部分））

検討対象火山の調査結果から噴火規模を推定する。調査結果から噴火の

規模を推定できない場合は、検討対象火山の過去最大の噴火規模とする。また、過去に巨大噴火が発生した火山（「（２）火山活動の可能性評価」において運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断したものに限る。）については、当該火山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模とする。

次に、上記により設定した噴火規模における設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価する。評価では、検討対象火山の調査から噴火規模を設定した場合には、類似の火山における設計対応不可能な火山事象の影響範囲を参考に到達可能性を判断する。過去最大の噴火規模から設定した場合には、検討対象火山での設計対応不可能な火山事象の痕跡等から影響範囲を定め、到達可能性を判断する。いずれの方法によっても影響範囲を判断できない場合には、設計対応不可能な火山事象の国内既往最大到達距離を影響範囲として到達可能性を判断する。

設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいと評価できない場合は、原子力発電所の立地は不適となる。

２　しかし、以下の理由で、改正火山ガイドには当を得ない部分がある。

（１）改正火山ガイドは、一方で、「運用期間中の火山の活動可能性が十分小さいとは評価できず・・・・、かつ、設計対応不可能な火山事象が運用期間中に原子力発電所に到達する可能性が十分小さいとも評価できない場合・・・・は、原子力発電所の運用期間中において設計対応が不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分小さいとはいえず、原子力発電所の立地は不適となる」として、「疑わしきは立地不適」とする考え方を採りながら、巨大噴火については、「当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学

的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる」としており、巨大噴火について、あたかも「疑わしきは立地適当」とするものであり、不合理である。

（２）なお、火山ガイドの改正案（甲１２２）では、４．１（２）で、「なお、検討対象火山の活動の可能性の評価に当たり、巨大噴火については、発生すれば広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こす火山活動であるが低頻度な事象であること、有史において観測されたことがなく噴火に至る過程が十分に解明されていないこと等を踏まえて評価を行うことが適切である。したがって、当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる」として、①巨大噴火・・・・が低頻度な事象であること、有史において観測されたことがなく噴火に至る過程が十分に解明されていないことと、②当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できるということが、「したがって」でつなげられ、論理的につながっているかのような記載になっていた。原告らは、この記述について、論理的であるかのような修飾を施しているに過ぎないと批判したが、さすがに非論理的だと考えたのか、改正火山ガイドでは「したがって」という記述は消えている。ただ、何らの論理的なつながりもなく、「当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる」と決めつける形になっており、原告らがガイド改正案について批判した点がなくなったわけではない。

（３）さらに、改正火山ガイドは、「現在の火山学の知見に照らした調査を尽くした上で、検討対象火山における巨大噴火の活動間隔、最後の巨大噴火からの経過時間、現在のマグマ溜まりの状況、地殻変動の観測データ等から総合的に評価を行」えば、「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られ」るということを前提としている。

しかし、東宮（２０１６）（乙１６５、丙１７０）に見られるように、噴火の準備として起こりうる現象であるマッシュ状のマグマの再流動化は比較的短期間であるというような研究内容もあり、その研究内容に依れば、「現在の火山学の知見に照らした調査を尽くし・・・・総合的に評価を行」えば、「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られ」るということは言えないことになる。

（４）改正火山ガイドは、少なくとも巨大噴火の評価についての部分は、巨大噴火について、あたかも「疑わしきは立地適当」とする点で不合理である。

３　なお、影響評価については、「個別評価において立地が不適とならない場合は、原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象を抽出し、各火山事象に対する設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行う」として、個別評価において立地不適にならない場合に、①火山事象の抽出と、②設計対応・運転対応の妥当性を評価する、という内容になっている（２．１（２））。そして、火山事象の抽出は、表１に従って行うことになっている（改正火山ガイド５．参照）。

第２　伊方原発に関する広島高等裁判所２０２０年１月１７日決定について

１　広島高等裁判所は２０２０年１月１７日、四国電力伊方原発３号機に関する仮処分命令却下決定に対する即時抗告審で、本案訴訟の第一審判決まで伊方原発３号機の原子炉の運転をしてはならない旨の決定をした（甲１４０。要旨・甲１４１）。

２（１）同決定は骨子、①佐多岬半島沿岸の活断層について十分な調査をしないまま同活断層が存在しないものとして設置変更許可申請をしていること、②火山影響評価について、阿蘇の噴出量数十ｋｍ^{3}の噴火規模を考慮すべきところ、四国電力による降下火砕物の想定が過小である、として、運転停止仮処分を認容した。

（２）火山についての上記決定の判旨を敷衍すると、（ア）火山ガイドが検討対象火山の噴火の時期及び程度が相当前の時点で予測することができることを前提とする部分は不合理であり、相手方において、本件原子炉施設について、新規制基準に適合するとの規制委員会の判断に不合理な点がないことについて疎明できなかった。（イ）しかし、規制委員会のした処分の適否自体が問題となる訴訟とは異なり、破局的噴火である阿蘇４噴火による火砕流が原子力発電所施設に到達する可能性を否定できないことを理由に、立地不適として具体的な危険性を認めることは社会的通念に反して許されない、（ウ）この場合、改めて阿蘇で阿蘇４噴火に準ずる規模の噴火を前提にして設計対応不可能な火山事象が本件発電所敷地に及ぶ可能性について検討すべきである。すなわち、阿蘇については、本来、阿蘇４噴火と同等の噴火規模の噴火が起こる可能性が十分小さいとはいえないことを前提にして、設計対応不可能な火山事象の到達可能性を検討すべきなのだから、それが社会通念に反することになった場合は、これに準ずるＶＥＩ６の噴火、すなわち噴出量数十ｋｍ^{3}の噴火が起こる可能性も十分小さいとはいえないとして、この噴火規模を前提にして立地評価をするのが当然のことである、（エ）しかし、四国電力は阿蘇について、噴出量数十ｋｍ^{3}の噴火規模を考慮しておらず、四国電力による降下火砕物の想定は過小である、という論理の流れになっている。

３　上記決定の趣旨を本件玄海原発の影響評価に当てはめて考えると、そもそも、火山ガイドは不合理であり、設置許可処分取消の観点からは違法である。仮に、「社会通念」を用いて判断するとしても、参加人は、阿蘇カルデラについては後

カルデラ火山ステージの既往最大噴火規模である阿蘇草千里ヶ浜噴火（約２ｋｍ^3）を考慮しているが（丙２８・１９頁）、火山ガイドが検討対象火山の噴火の時期及び程度が相当前の時点で予測することができることを前提とする部分が不合理であるとすれば、阿蘇については、「社会通念」を仮に考慮したとしても、少なくとも噴出量数十ｋｍ^{3}の噴火規模については考慮すべきことになる。しかし、参加人は、影響評価において、既往最大として九重第１噴火の６．２ｋｍ^{3}を考慮するに止まっており（乙５４・６７頁）、参加人の想定は過小であり、被告国による設置変更許可処分は影響評価の観点において不合理である、ということになろう。

以上